

委員会提案第1号

尾張旭市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和6年3月22日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会基本条例の検証及び見直しに伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市議会基本条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会基本条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
前文	前文
第1章～第6章（略）	第1章～第6章（略）
第7章 議会改革（第16条・第17条）	第7章 議会改革（第16条_____）
第8章 政務活動費（第18条）	第8章 政務活動費（第17条）
第9章 議会機能の充実強化（第19条— 第21条）	第9章 議会機能の充実強化（第18条— 第20条）
第10章 議員の政治倫理（第22条—第 24条）	第10章 議員の政治倫理（第21条—第 23条）
第11章 災害時の対応（第25条）	第11章 災害時の対応（第24条）
第12章 検証及び見直し（第26条）	第12章 検証及び見直し（第25条）
第13章 委任（第27条）	第13章 委任（第26条）
附則	附則
（会派）	（会派）
第4条（略）	第4条（略）
2 会派は、次に掲げる役割を果たすものと する。	2 会派は、次に掲げる役割を果たすものと する。

(1)・(2) (略)

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する

_____。

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) (略)

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に_____議決事件の追加を検討するものとする。

2 (略)

第16条 (略)

(議会のあり方検討会の設置)

第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について

(1)・(2) (略)

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、_____効果的な議会運営に努めること。

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする_____。

(2) (略)

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 (略)

第16条 (略)

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

<p><u>協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</u></p> <p>(政務活動費に関する透明性の確保)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(議会事務局の体制)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(議会図書の充実)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(議員研修)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(議員報酬)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(災害時の議会対応)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p>	<p>(政務活動費に関する透明性の確保)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(議会事務局の体制)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(議会図書の実)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(議員研修)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(議員定数)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(議員報酬)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(災害時の議会対応)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。